

採用の選考に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月13日

神戸市人事委員会

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第1号

採用の選考に関する規則等の一部を改正する規則

(採用の選考に関する規則)

第1条 採用の選考に関する規則（昭和31年3月人委規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条、第2条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>別表</p> <p>(その1) [略]</p> <p>(その2) [略]</p> <p>(その3)</p> <p>番 号</p> <p>職 (甲)</p> <p>資格要件 (乙)</p> <p>職務の 内 容</p> <p>職種名</p>	<p>第1条、第2条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>別表</p> <p>(その1) [略]</p> <p>(その2) [略]</p> <p>(その3)</p> <p>番 号</p> <p>職 (甲)</p> <p>資格要件 (乙)</p> <p>職務の 内 容</p> <p>職種名</p>

1 ～ 31	[略]	[略]	[略]	1 ～ 31	[略]	[略]	[略]
32	動物専門職	—	<p>1 次の各号の一に該当するものであること。</p> <p>(1) 大学、高等専門学校又は専修学校において、動物に関連する課程を修めて卒業した者。</p> <p>(2) 高等学校卒業以上の学歴を有し、つこうとする職の職務を有效地に遂行できると認められる者。</p> <p>2 必要に応じて行う筆記考查、口頭試問等に合格すること。</p>				

(労務職員採用の選考に関する規則)

第2条 労務職員採用の選考に関する規則（平成4年10月人委規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表			別表		
項	職	資格要件	項	職	資格要件
1	[略]	[略]	1	[略]	[略]
2	調理員 防疫手 営繕工 環境 技術手 機械操作手 衛生業務 手 病院業務員 土木工手 建 設技術手 高速鉄道車掌 駅掌 保線技士 電気機械技士 業 務職員 守衛 更生業務員 施 設管理員 管理員	(1) 年齢18歳以上35歳未満（た だし、高速鉄道車掌及び駅掌に ついては27歳未満）の者である こと。 (2) 必要に応じて行う筆記考査 又は実地考査に合格すること。	2	調理員 防疫手 営繕工 環境 技術手 機械操作手 衛生業務 手 病院業務員 土木工手 動 物飼育手 建設技術手 高速鉄 道車掌 駅掌 保線技士 電気 機械技士 業務職員 守衛 更 生業務員 施設管理員 管理員	(1) 年齢18歳以上35歳未満（た だし、高速鉄道車掌及び駅掌に ついては27歳未満）の者である こと。 (2) 必要に応じて行う筆記考査 又は実地考査に合格すること。
3	助手（電工 防疫手 営繕工 機 械操作手 衛生業務手 病院業 務員 土木工手 建設技術手 施設管理員 管理員の助手に限 る。）	(1) 年齢15歳以上18歳未満の者 であること。 (2) 電工助手については、採用 後の修習訓練により適当な期 間内に職に必要な技能等を取 得するに至る見込みが確実な 者であること。 (3) 必要に応じて行う筆記考査 又は実地考査に合格すること。	3	助手（電工 防疫手 営繕工 機 械操作手 衛生業務手 病院業 務員 土木工手 動物飼育手 建設技術手 施設管理員 管理 員の助手に限る。）	(1) 年齢15歳以上18歳未満の者 であること。 (2) 電工助手については、採用 後の修習訓練により適当な期 間内に職に必要な技能等を取 得するに至る見込みが確実な 者であること。 (3) 必要に応じて行う筆記考査 又は実地考査に合格すること。
備考 [略]			備考 [略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。